

川 越 市

自動販売機設置者公募要項

(2月16日防犯・交通安全課実施分)

令和8年1月

川 越 市

【問い合わせ】

350-8601

川越市元町1丁目3番地1

川越市役所 本庁舎(3階)市民部 防犯・交通安全課

電話049-224-5721(直通)

目 次

	ページ
1. 公募の概要	1
2. 販売品目	1
3. 自動販売機の設置施設、設置機種及び台数等	1～3
4. 最低一部納入率	3
5. 販売価格	3
6. 応募資格	3～4
7. 提出書類、日程等	5
8. 設置者の決定方法	6
9. 契約の期間等	6
10. 貸付料、電気料の納入方法等	6～7
11. その他	7

1. 公募の概要

川越市では、市有施設への自動販売機の設置を「行政財産の貸付」によるこ
とし、設置者を公募します。

売上金額に対して最も高い「一部納入率」を提示した者と、「市有財産賃貸借
契約」を締結します。

※設置者に決定後、正当な理由なく辞退した場合、今後、同様の手続きへの参加
が認められない場合があります。やむを得ず辞退した場合、次点の者が設置者
となります。

※行政財産の貸付・・・地方自治法第238条の4第2項第4号を参照

※一部納入率・・・「売上金額(消費税及び地方消費税相当額を含む) × ○.○%」
の算式により算出された金額を「貸付料」として市に納入していただきます。
「一部納入率」は、「○.○%」の部分です。(別紙「提案書」に小数点以下第
1位まで記入)

※契約期間は3年間です。(但し、協議により2年間を限度に更新可)

※応募資格を有する応募者が2者に満たない場合においても原則として公募を実
施します。

2. 販売品目

公募する自動販売機の種類は、清涼飲料水(酒類・ノンアルコール飲料を除く)の自
動販売機とします。

3. 自動販売機の設置施設、設置機種及び台数等

- | | | |
|----------------|-----------------|--------|
| ○川越駅西口第三自転車駐車場 | (川越市脇田本町25番地6) | ・・・ 1台 |
| ○川越駅東口自転車駐車場 | (川越市菅原町22番地12) | ・・・ 1台 |
| ○新河岸駅自転車駐車場 | (川越市大字砂新田45番地1) | ・・・ 1台 |

公募番号	設置施設 及び 設置場所	閉館日等	設置台数	貸付面積	設置する販売機の種類	新規設置/入れ替え	施設利用台数(想定人数)	契約期間及び更新期間	特記事項	設置施設所管課(貸付料等納入先)
1	川越駅西口第三自転車駐車場(建物外)	年末年始 (12月29日～1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料 (缶、ペット)	新規設置	1日あたり 約830台(人)	・契約期間： 令和8年4月1日～ 令和11年3月31日 (3年間) ・更新期間： 最長2年間	防犯カメラ付き (内蔵型)自動販売機	防犯・ 交通安全課
2	川越駅東口自転車駐車場(建物外)	年末年始 (12月29日～1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料 (缶、ペット)	新規設置	1日あたり 約1,750台(人)	・契約期間： 令和8年4月1日～ 令和11年3月31日 (3年間) ・更新期間： 最長2年間	防犯カメラ付き (内蔵型)自動販売機	防犯・ 交通安全課
3	新河岸駅自転車駐車場(建物外)	年末年始 (12月29日～1月3日)	1台	1.3m ² (1.3m×1.0m)	飲料 (缶、ペット)	新規設置	1日あたり 約220台(人)	・契約期間： 令和8年4月1日～ 令和11年3月31日 (3年間) ・更新期間： 最長2年間	防犯カメラ付き (内蔵型)自動販売機	防犯・ 交通安全課

(注1) 公募番号1～3まで複数の応募が可能です。

(注2) 貸付面積は、自動販売機を設置する面積を示しており、回収ボックスの設置に要する面積は含まれていません。回収ボックスの設置場所は、仕様のとおり、原則として自動販売機付近の設置となります。詳細は、設置者となった者と設置施設所管課が協議して決定します。

(注3) 「缶、ペット」とありますが、設置が可能な機種は原則、缶、ペットボトルの二種類が1台で販売できる機種とします。

(注4) 公共施設に設置することから、別途記載の仕様を順守し、特に環境(省エネ等)に配慮した機種としてください。(別紙「仕様書」参照)

また、防犯カメラ付き自動販売機における防犯カメラの仕様については、同様に別紙「仕様書」を参照ください。

(注5) 公募番号1～3は、可能な範囲で「キャッシュレス決済対応型自動販売機」を設置できるようにしてください。

4. 最低一部納入率

売上金額に対する「最低一部納入率」は、5.0%です。

※5.0%未満の提案は無効です。

5. 販売価格

定価(標準小売価格)とします。

6. 応募資格

- 公共施設に自動販売機を設置することについて理解と意欲を有すること。
- 法人その他の団体であること（法人格を有さない任意団体でも可）。
- 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく「令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿（物品納入・維持管理業務）」に登載されている者であること。
- 自動販売機の設置業務において、管理・運営する2年以上の実績を有し、優良なサービスを提供できる能力を有すること。
《優良なサービス》
 - ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収等
 - ・釣銭管理
 - ・使用済み容器の回収
 - ・安全管理（転倒防止、食品衛生、防犯対策等）
- 団体の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないのでないこと。
 - ・国税及び市税（川越市が課税したものに限る）の滞納がないこと。
 - ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- 《公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体の例》
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
 - ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

7. 提出書類、日程等

参加資格の適否を事前に確認するため、「1 応募受付」と「2 提案書の受付」の日程が異なりますので、注意してください。

提出書類	日程（提出期間・場所等）						
1 応募受付 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">書類の種類</td></tr> <tr> <td>ア 応募申込書 様式1</td></tr> <tr> <td>イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)</td></tr> <tr> <td>ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式] ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類</td></tr> <tr> <td>エ 委任状について 様式2 応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。 ※委任状（注意事項）をご確認ください。</td></tr> <tr> <td>※設置者に決定した者は、契約前に別途、納税証明等の書類を提出していただきます。</td></tr> </table>	書類の種類	ア 応募申込書 様式1	イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)	ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式] ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類	エ 委任状について 様式2 応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。 ※委任状（注意事項）をご確認ください。	※設置者に決定した者は、契約前に別途、納税証明等の書類を提出していただきます。	《提出期間》 令和8年2月 2日（月）～ 2月12日（木） （土・日・国民の祝日及び休日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで 《提出場所》 川越市役所本庁舎3階 防犯・交通安全課
書類の種類							
ア 応募申込書 様式1							
イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)							
ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式] ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法 ・釣銭管理 ・使用済み容器の回収方法 ・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類							
エ 委任状について 様式2 応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。 ※委任状（注意事項）をご確認ください。							
※設置者に決定した者は、契約前に別途、納税証明等の書類を提出していただきます。							
2 提案書の受付 様式3 ※提案書は、「公募番号」ごとに作成し、封筒に入れ、糊づけの上、封筒の表面に「公募番号」及び「法人名または団体名」を記入して提出してください。 なお、提案書の提出後の差し替えはできませんので、記載内容をよく確認してから封をしてください。 ※2つ以上応募する場合は、封筒を2通以上提出する必要があります。	《提出期間》 令和8年2月 2日（月）～ 2月16日（月） （土・日・国民の祝日及び休日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで <u>ただし、最終日は午前9時00分まで</u> 《提出場所》 川越市役所本庁舎3階 防犯・交通安全課 <u>最終日は、午前9時30分より開封を行いますので、必ず午前9時00分までに防犯・交通安全課へお持ちください。</u>						
3 提案書の開封(設置者の決定・発表) ※応募者は、必ず出席してください。	《開封日時・会場》 令和8年2月16日（月）午前9時30分 川越市役所3階 防犯・交通安全課						

※郵送による受付は行いません。

※記載事項に不備のある書類は、受け付けることができません。

※応募申込書をはじめとする一連の関係書類は、当該設置者の選定のみに利用します。また、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

8. 設置者の決定方法

応募資格を満たし必要書類が適正に提出された者であって、「一部納入率」が5.0%以上で、かつ最も高い「一部納入率」を提示した者を設置者に決定します。

なお、最も高い「一部納入率」を提示した者が2者以上いる場合は「くじ」により決定します。

9. 契約の期間等

(1) 契約の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※川越市と協議のうえ、最長2年間（令和13年3月31日まで）を限度として、契約を更新することができます。

(2) 契約の解除等

次の場合には、契約を解除し、又は変更することがあります。

(ア) 川越市において公用又は公共用に供するため使用施設を必要とするとき。

(イ) 川越市が使用施設の用途廃止をしたとき。

(ウ) 設置者に契約の条件に違反する行為があると認められるとき。

また、次の場合には、設置者としての決定を取り消すことがあります。

・正当な理由なくして、契約等の手続きをしなかったとき。

・設置者の決定から契約手続きまでの間に、設置者について資金事情の変化等により契約の履行が確実でないと川越市が判断したとき。

・社会的信用を著しく損なうような行為等により、設置者としてふさわしくないと川越市が判断したとき。

(3) 原状回復・返還

契約期間が満了したとき又は契約が解除されたとき、設置者は直ちに自己の負担で川越市の指定する期日までに使用施設を原状に回復し返還しなければなりません。

(4) 設置者の提出書類

設置者が決定した場合、その設置者は契約前に次に掲げる書類を速やかに提出して下さい。

(ア) 国税（法人税及び消費税）に係る納税証明書（その3の3の証明）

(イ) 川越市の市税に係る納税証明書

※川越市内に本店・支店・事業所等が存在しない場合でも提出してください。

10. 貸付料、電気料の納入方法等

次の（1）貸付料については、当該年度の9月末日及び3月末日までの分を翌月の末日までに、川越市が作成する納付書により納めていただきます。

また、売上本数、金額及び電気使用量については、毎月翌月の10日までに報告書を提出してください。

(1) 貸付料

売上金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に「一部納入率」を乗じた金額

※1円未満切り捨て

(2) 電気料

設置者において個別メーターを設置していただき、使用量に相当する電気料を施設の指定管理者へ納付していただきます。

なお、個別メーターの設置に際しては各設置施設所管課の防犯・交通安全課と協議してください。

※個別メーター及び自動販売機の設置並びに撤去に係る費用については全て設置者の負担です。

11. その他

(1) 損害賠償等

設置者は、施設等の使用に当たり、川越市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己責任でその損害を賠償しなければなりません。

川越市において公用又は公共用に供するため契約を解除した場合において、設置者に損失が発生したときは、川越市にその補償を求めることができます。

(2) 法令順守

設置者は、関係法令を順守し、誠実な設置・運営を行うものとします。

(3) 使用上の制限

(ア) 設置者は、施設等を常に良好な状態で使用するとともに、当該契約以外の用途に使用することはできません。

(イ) 設置者は、川越市の承認を受けずに使用施設の現状を変更することはできません。

(ウ) 設置者は、契約した施設を第三者に転貸することはできません。

(4) 消費税率改定時の対応

契約期間中に消費税率の改定があった場合においても、「一部納入率」の変更は行いません。

(5) その他

(ア) 組織の改廃等により施設所管課の名称や、施設用途に変更が生ずる場合があります。

(イ) 苦情・故障への対応は設置者が誠意をもって行うものとし、自動販売機には苦情・故障等の連絡先を明記するものとします。

(ウ) その他この要項に定めのない事項は、川越市と設置者がその都度協議して定めます。